

福島県奨学資金

大学・短期大学・高等専門学校

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

- 募集人員** [大学・短期大学・高等専門学校] 123名程度（予約採用者を含む）
※ 予約採用で23名を採用内定。今回の募集は、100名+ [予約採用内定の辞退者] となります。
- 貸与月額** [大学生・短大生] 月額 国公立 35,000円/私立 40,000円
[高等専門学校生] 月額 18,000円
- 貸与期間** 令和3年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 申込の方法** 在学する大学・学校を通して行います。
① 申請に必要な書類を学校へ提出 **6月23日まで**
↓
② 学校の推薦を得て申請へ
↓
③ 学校より申請書類を福島県へ **令和3年6月30日（水）必着**
- 採用の決定** 提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、大学・学校を通して本人に9月初旬までに通知します。
採用された場合、誓約書の提出後、4月分まで遡り貸与開始となります。
初回振込日は9月末（4月～9分をまとめて）の予定です。
（以降、原則毎月10日に振込）

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
TEL:024-521-7775 (直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

<応募資格>

1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

[大学生・短大生の場合]

- ① 県内の高等学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。(合格当時県内に住所を有していた場合に限る。)・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。

[高等専門学校生の場合]

- ① 県内に所在する学校に在学する者・・・県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外に所在する学校に在学する者・・・入学又は転学するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、かつ、保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

2 在学大学・学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

[大学生・短大生の場合]

高等学校における最終2カ年の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上であること。

[高等専門学校生の場合]

中学校における最終2カ年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

<注意事項>

1 応募資格の条件を満たし、大学・学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。

2 同種類(貸与型)の修学資金を他から受けていないこと。

※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。(給付型との併用は可能です。)

なお、本県奨学生に採用後に併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。

<必要書類> 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(学生)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票現住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を、避難されて住民票現住所と異なる場合は、「届出避難場所証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。
※ 連帯保証人…福島県内に居住する(住民票がある)親権者等。
※ 保証人……申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年人。65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している大学・学校で記入します

成績証明書

- ① 出身高等学校の成績証明書(調査書不可)を取り寄せてください。※高専生は不要です。
- ② 申請者が2年生以上の場合、①の出身高等学校の成績に加え、在学学校の成績が必要です。

令和3年度 **令和2年分** (令和2年1月から令和2年12月まで)所得証明書 (就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和2年の中途又は令和3年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
- ④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

住民票謄本 (本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

保証人の住民票抄本 (本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

口座振替による支払申出書

- ① 申請者(学生)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙および通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを必ず添付してください。
- ③ 申請者(学生)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

居住証明書

特別の事情にかかる経費内訳

給与支払(見込)証明書

《注意》

該当者のみ提出